

屋外広告業登録制度

香川県土木部都市計画課



かがやけん、かがわけん。

香川県

屋外広告物の規制の目的

(屋外広告物法第1条)

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

- | | |
|----------------|----------------|
| ①屋外広告物法 | (昭和24年6月3日制定) |
| ②香川県屋外広告物条例 | (昭和40年7月20日制定) |
| 香川県屋外広告物条例施行規則 | (昭和40年10月1日制定) |

屋外広告業について

(屋外広告物法第2条第2項)

「**屋外広告業**」とは、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。

香川県の区域（高松市の区域を除く。）で屋外広告業を行う場合は**香川県知事**、高松市の区域で屋外広告業を行う場合は**高松市長**の登録を受ける必要があります。

（両方の区域で行う場合は、それぞれ登録が必要になります。）

屋外広告業の登録（香川県屋外広告物条例第26、27条）

屋外広告業登録申請書（第11号様式）に次の書類を添付して申請してください。

- ① 誓約書（第12号様式）
- ② 略歴書（第13号様式）〔法人にあつては役員全員分（監査役を除く）〕
- ③ ②提出者の住民票の抄本
 - ・コピー不可
 - ・法人役員分は提出不要
 - ・住民票が県内の者は省略可
- ④ 登記事項証明書
 - ・コピー不可
 - ・法人のみ提出
- ⑤ 業務主任者の資格を証する書面
- ⑥ ⑤の業務主任者の住民票の抄本
 - ・コピー不可
 - ・住民票が県内の者は省略可

オンライン申請も
できます

◇各種様式のページ

→ <https://www.pref.kagawa.lg.jp/toshikei/okugai/yoshiki/index.html>

※登録手数料は1万円で、登録の有効期間は**5年**です。

高松市長への登録は、高松市都市計画課へお問い合わせください。

様式HP



電子申請による屋外広告業関係手続きについて

屋外広告業関係手続きについては、香川県電子申請・届出システムを利用したオンライン申請ができるようになりました。

○香川県電子申請・届出システムのページ

→ https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplay

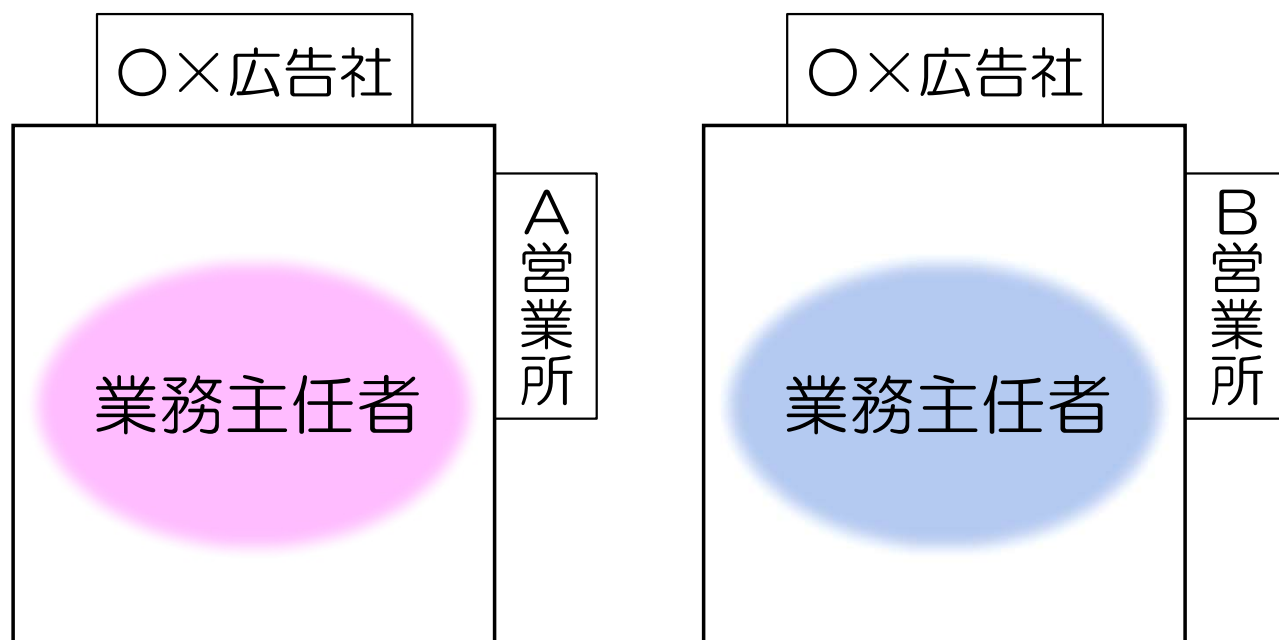
(検索ボックスで「屋外広告」で検索)

○オンライン申請では、申請手数料をクレジットカード・PayPay・d払い・auPAYでお支払いいただけます。



業務主任者（香川県屋外広告物条例第34条）

屋外広告業者は、その営業所ごとに、業務主任者を選任しなければなりません。



※ 複数の営業所で屋外広告業を営もうとする場合は、その営業所ごとに業務主任者を設置する必要があります。

業務主任者（香川県屋外広告物条例第34条）

<主な業務>

- ①法令の規定の遵守
 - ②工事の適正な施工その他
広告物の表示又は掲出物件
の設置に係る安全の確保
 - ③帳簿の記載
- 等

<要件>

- ①屋外広告士
 - ②屋外広告物講習会修了者
 - ③職業訓練指導員免許保持者
- 等

屋外広告物講習会（香川県屋外広告物条例第38条）

香川県と高松市が
毎年交互に実施

＜講習内容＞

- ①屋外広告物に関する法令
- ②屋外広告物の表示の方法に関する事項
- ③屋外広告物の施工に関する事項 ※

※ ③については、一定の条件を満たせば受講を免除できます。

変更届（香川県屋外広告物条例第30条）

次の事項に変更があったときは、その日から30日以内に、屋外広告業登録事項変更届出書（第14号様式）に必要な書類を添付して届け出なければなりません。

オンライン申請も
できます

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 営業所の名称及び所在地
- 法人にあっては、その役員の氏名
- 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
- 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

問い合わせ先

○香川県土木部都市計画課

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

TEL(087)832-3556

FAX(087)806-0222

○高松市都市整備局都市計画課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL(087)839-2455

FAX(087)839-2452